

神奈川県立保健福祉大学学生モニター会議運営要領

第1 目的

この要領は、神奈川県立保健福祉大学自己評価及び外部評価に関する規則第11条の規定に基づき、学生モニター会議（以下、「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることで、学生意見を大学の運営改善等に的確に反映することを目的とする。

第2 学生モニター

- (1) 学生モニターは、以下の区分により、学生の中から学長が任命する。
 - ア 保健福祉学部各学科 各2人
 - イ 保健福祉学研究科 1人
 - ウ ヘルスイノベーション研究科 1人
 - エ 実践教育センター 1人
 - オ 前学生自治会会長 1人
 - カ 前うみかぜ祭実行委員会委員長 1人
 - キ 県大ピアサポーター代表 1人
- (2) 前項アからエの区分については、公募により学長が選考することとし、応募がない場合はアにあっては学科長、イ及びウにあっては研究科長、エにあってはセンター長の推薦により学長が選考する。
- (3) 第1項オからキの区分について、学生が受任できない場合は、それぞれの団体の役員等（経験者を含む）の中から学長が選考する。
- (4) 学長は、前2項の選考にあたって、特に必要と認める場合には、第1項で定める人数を超えて学生を選考し、任命することができる。

第3 会議の運営

- (1) 会議は、学生モニター及び以下の教職員により構成する。
 - ア 学長
 - イ 副学長
 - ウ 保健福祉学部長
 - エ 保健福祉学研究科長
 - オ ヘルスイノベーション研究科長
 - カ 実践教育センター長
 - キ 事務局長
- (2) 会議の座長は学長を以て充てる。

- (3) 学生モニターは、会議において、以下の項目の中から選択して大学の取組みについて点検・評価を行い、改善又は新たな取組み等に関する提案を行う。
- ア 大学の広報について（受験生を対象としたものも含む）
 - イ 授業・カリキュラムについて
 - ウ 大学の施設・設備について
 - エ キャリア・就職支援について
 - オ 国際協働・地域貢献について
 - カ サークル・学生団体等の活動について
 - キ 学生生活への支援について
 - ク その他学長が定める課題について
- (4) 学長は、前項の提案について、必要に応じて所管の学科又は委員会等に対して検討を指示し、その結果を会議において共有することとする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

学生モニター会議

学長（座長）

副学長

学部長

研究科長

実践C長

事務局長

学生モニター

保健福祉学部
各学科×各2人

研究科×各1人

実践教育C
1人

公募により選考

前学生自治会
長

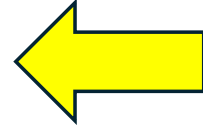
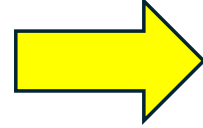
前うみかぜ祭実
行委員長

県大ピアサポ
ーター代表者

①テーマを選択して、提案

- 大学の広報（受験生対象も含む）
- 授業・カリキュラム
- 大学の施設・設備
- キャリア・就職支援
- 国際協働・地域貢献
- サークル・学生団体等の活動
- 学生生活への支援

②検討指示



③検討結果の共有

学科、委員会等